

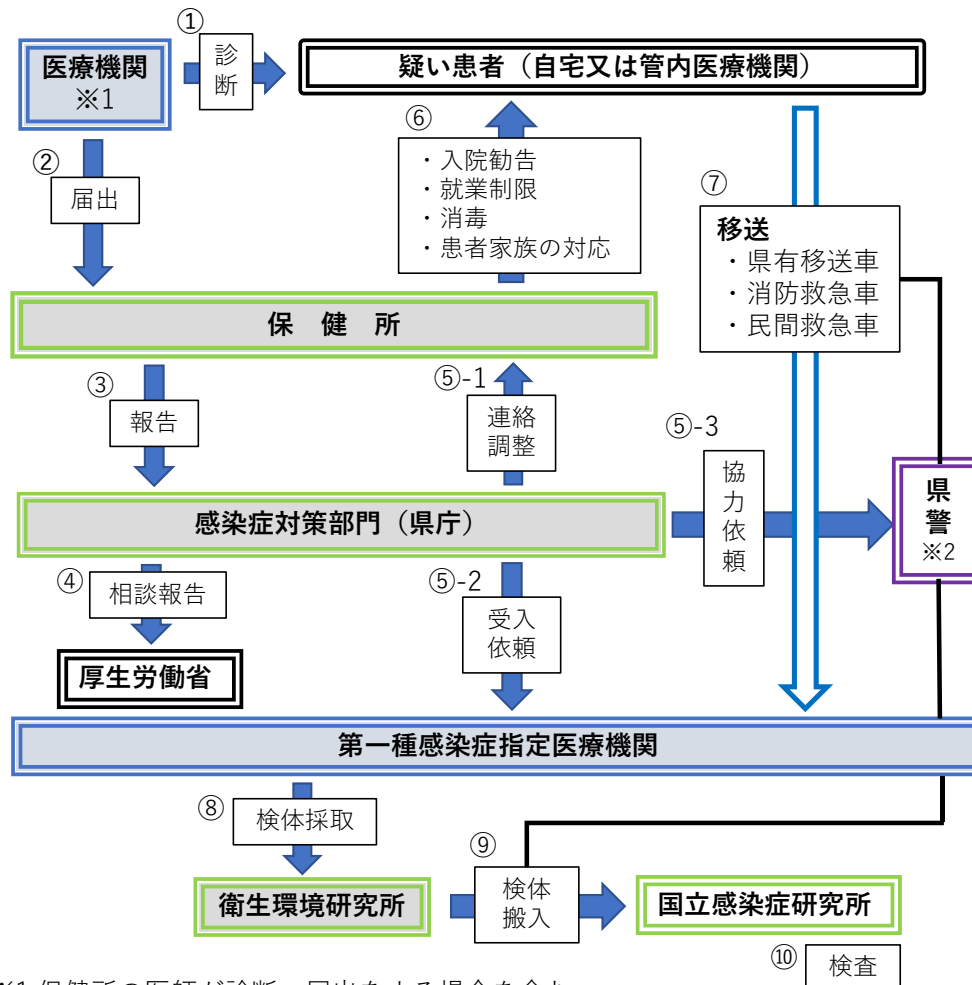
## 第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

### 1 感染症の患者等発生後の対応に関する考え方

- (1) 感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応するとともに、感染症の患者等の人権を尊重する。また、県民一人ひとりの予防と良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進により、まん延防止を図る。
- (2) 感染症のまん延を防止するためには、国及び県等が感染症発生動向調査等による情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた県民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、県民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが重要である。
- (3) 知事は、情報（新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報に限る。）の公表に関し、当該情報に関する県民の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求める。また、当該協力のために必要があると認めるときは、協力を求めた市町村長に対し、個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地域等の情報を提供する。
- (4) 法第4章に規定する健康診断、就業制限及び入院等の措置（以下「対人措置」という。）は、一定の行動制限を伴うため、感染症の患者等の人権の尊重の観点から必要最小限とする。
- (5) 知事等が感染症のまん延の防止のための対人措置及び法第5章に規定する消毒等の措置（以下「対物措置」という。）を行うに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。
- (6) 事前対応型行政を進める観点から、県等は、特定の地域に感染症が集団発生した場合における、医師会等の専門職能団体、高齢者施設等関係団体及び市町村等との役割分担や連携体制について、あらかじめ定める。
- (7) 県等は、他の都道府県にまたがるような広域的な感染症が発生した場合には、国による技術的援助のもとで、都道府県相互の連携を図りながら、まん延防止の対策を実施するとともに、平時から国や他の都道府県と緊密に情報交換を行う等の連携を図る。
- (8) 知事は、感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、予防接種法第6条に基づき臨時の予防接種を実施又は市町村長へ指示する。

### 第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

【図6 一類感染症発生時対応フロー】

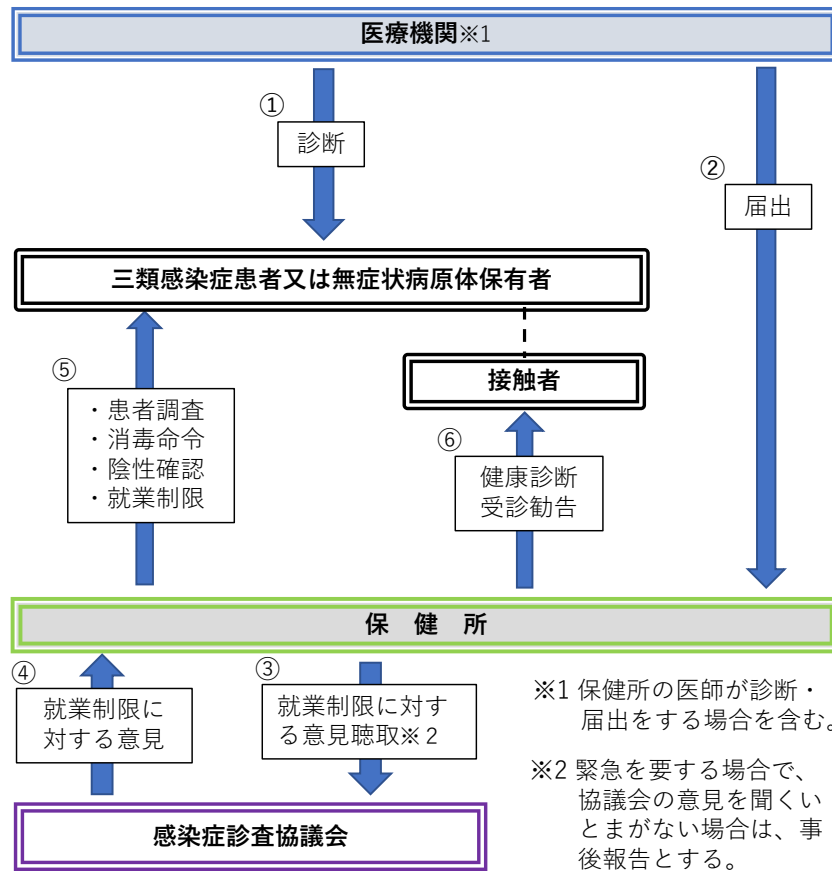


※1 保健所の医師が診断・届出をする場合を含む

※2 検体を搬送する必要がある場合、県庁が県警へ協力を要請し、県警は、県職員と連携の上、検体搬送等を実施する。

### 第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

【図7 三類感染症発生時対応フロー】



## 2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

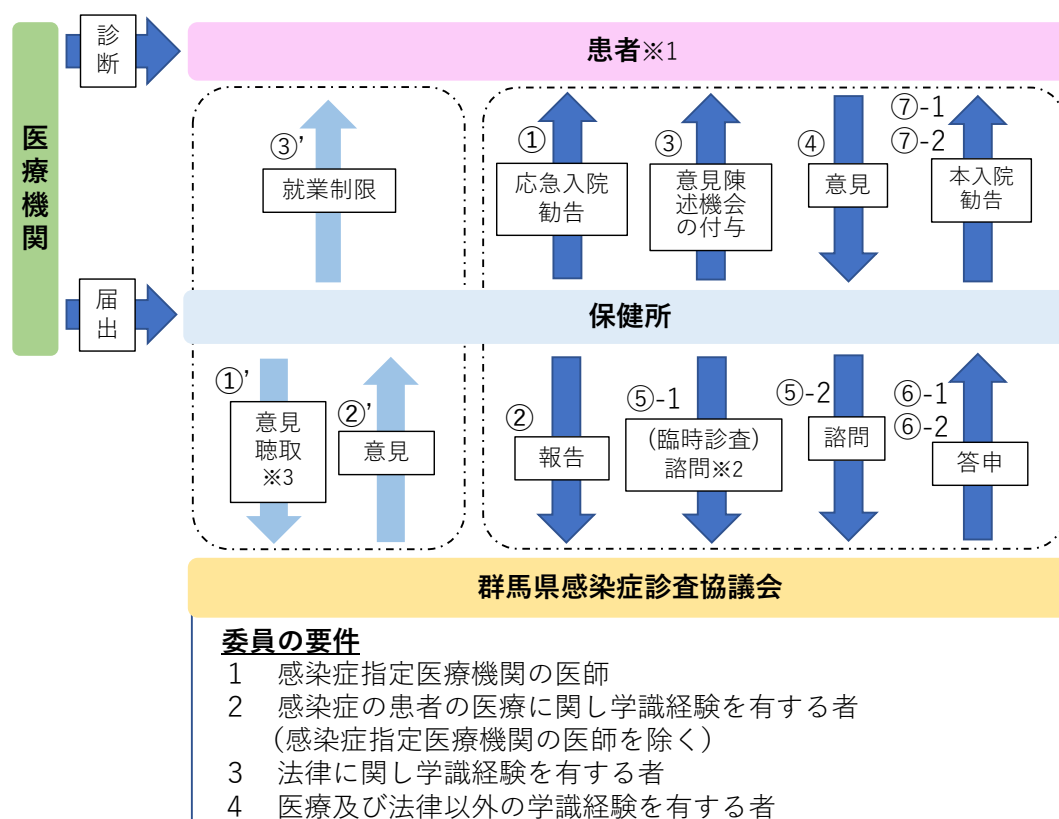
- (1) 知事等は、対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる感染症の患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限とするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。
- (2) 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者等と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とする。
- (3) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、県民が自発的に健康診断を受けられるよう、県等は情報の公表を的確に行う。
- (4) 知事等は、就業制限を行うに当たり、対象者その他の関係者に対し、自覚に基づく自発的な休暇の取得や就業制限対象外の業務への一時的な配置替え等により対応することが基本であることを周知する。また、当該対象者が不利な処遇を受けないよう十分配慮すること等を周知する。
- (5) 勧告等による入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本となる。県等は、入院後も、法第24条の2に基づく処遇についての知事等に対する苦情の申出に対応するとともに、医療機関に対し必要に応じて十分な説明及びカウンセリング（相談）を行い、患者等の精神的不安の軽減を図るよう要請する。
- (6) 入院の勧告を行う際、県等は、患者等に対して、入院の理由、退院請求及び審査請求に関すること等の入院の勧告の通知に記載する事項を含め、十分な説明を行う。また、入院勧告等を実施した場合には、県等は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者等の病状について、患者等ごとに記録票を作成するなどの統一的な把握を行う。
- (7) 入院の勧告等に係る患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、知事等は、当該患者等が病原体を保有しているかどうか、又は症状が消失したかどうかの確認を速やかに行う。

また、新感染症の場合において、入院の勧告等に係る患者等が法第48条第3項に基づく退院請求を行った場合には、知事等は、当該患者等が新興感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認を速やかに行う。

### 3 感染症の診査に関する協議会

法第24条及び県等が定める感染症診査協議会条例等に基づき設置された感染症の診査に関する協議会は、感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うほか、患者等への医療及び人権の尊重について審議する。このため、知事等は、協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮する。

【図8 感染症診査協議会フロー】



※1 就業制限：一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者

入院勧告：一類感染症の患者・疑似症・無症状病原体保有者、二類感染症の患者・一部疑似症患者、新型インフルエンザ等感染症の患者・疑似症患者・無症状病原体保有者

※2 緊急やむを得ない場合、会長又は部会長が指名した委員が臨時的に診査し、その後最初に開催する協議会において改めて診査する。

※3 緊急を要する場合で、協議会の意見を聴くいとまがない場合は、事後報告とする。

### 4 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置<sup>31</sup>、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限又は遮断等の措置<sup>32</sup>を講ずるに当たっては、知事等及び知事の指示を受けた市町村長は可能な限り関係者の理解を得ながら実施する。また、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限とする。

### 5 積極的疫学調査

- (1) 県等は、積極的疫学調査について、感染の連鎖を確認し、感染拡大を防止するため、適した調査内容と手法を積極的に取り入れ、効果的かつ効率的に実施する。
- (2) 県等は、積極的疫学調査を行う場合は、対象者の協力が得られるようその趣旨をよく説明し、理解を得る。また、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者について、正当な理由なく応じない場合には、人権に配慮しつつ、指示又は罰則の対象となることを丁寧に説明する。
- (3) 県等は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者等が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症等に係る発生状況において通常と異なる傾向が認められる場合、③国内で感染症の患者等は発生していないが、海外で感染症が流行しているものが、国内で発生するおそれがある場合、④感染症を媒介する動物についての調査が必要な場合、⑤その他知事等が、調査が必要と認める場合等において、積極的疫学調査を実施する。

また、調査の実施に当たっては、関係者の理解と協力を得つつ、保健所、衛生環境研究所及び動物等取扱業者の指導を行う機関等の関係機関が密接な連携を図り、原因不明の感染症が疑われる事例等を含め地域における詳細な流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に行う。

- (4) 知事等は、積極的疫学調査の実施に当たり、必要に応じて、厚生労働省、国立感染症研究所<sup>33</sup>及び国立研究開発法人国立国際医療研究センター<sup>34</sup>等の協力を求める。また、国や他の都道府県等から協力の求めがあった場合は、積極的に応じる。

<sup>31</sup> 法第29条に定める措置。

<sup>32</sup> 法第32条及び第33条に定める措置。

<sup>33</sup> 厚生労働省の施設等機関。感染症に関する厚生労働行政施策についての科学的根拠の提供、感染症健康危機の予防・防止と発生時の対応・対策を担う。

<sup>34</sup> 厚生労働省所管の独立行政法人。感染症・免疫疾患並びに糖尿病・代謝疾患等に関する研究や高度総合医療を提供するとともに、医療の分野における国際協力や医療従事者の人材育成を行う。



### 第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- (5) 緊急時において国が積極的疫学調査を実施する場合には、県等は、国と連携し、必要な情報を共有する。

## 6 指定感染症及び新感染症への対応

---

- (1) 指定感染症の患者等が発生した場合には、知事等は法第44条の9に基づき、別に定められる政令によって、法に規定する措置の全部又は一部を実施し、その際には一類感染症、二類感染症又は三類感染症の患者等が発生した場合に準じた対策を講ずる。
- (2) 新感染症は感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴があることから、新感染症と疑われる症例が報告された場合には、知事等は、国と密接に連携を図り、国による技術的な指導や助言、感染症その他の関連分野の専門家から成るチームの派遣等の支援等を受けながら、調査を実施するとともに、適切な対人措置及び対物措置を講ずる。

## 7 感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策の役割分担と連携

---

- (1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮の下、食品衛生部門と感染症対策部門が、相互に連携を図りながら、迅速に原因を究明する。三類感染症が疑われる食品媒介感染症が発生した場合には、食品衛生部門が主として原因食品の調査等を行い、感染症対策部門が感染症の患者等及び関係者に関する情報収集や病原体の検査等を行うなどの役割分担をする。  
また、病原体、原因食品又は感染経路等が判明した場合には、食品衛生部門が一次感染を防止するための必要な措置を講じ、感染症対策部門は必要に応じ消毒等を行う。
- (2) 三類感染症以外に関する食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮の下、食品衛生部門が主として原因食品の調査及び検査等を行い、必要に応じて感染症対策部門と連携しながら、迅速に原因を究明する。  
また、病原体、原因食品又は感染経路等が判明した場合には、食品衛生部門が一次感染を防止するための必要な措置を講ずる。
- (3) 感染症対策部門は、二次感染による感染症のまん延を防ぐため、感染症に関する情報の公表、保健指導及びその他必要な措置を講ずる。
- (4) 原因となった食品等の究明に当たっては、保健所は、衛生環境研究所等と連携する。

### 第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- (5) 感染症対策部門は、環境衛生部門と連携し、水や空調設備、感染症媒介昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を講ずる。

#### 8 患者等発生後の対応時における検疫所との連携

---

検疫手続の対象となる入国者のうち、県内に居住する者で、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の病原体の保有が明らかになった場合又は新感染症の病原体に感染したおそれがあり、健康状態の異状を確認した場合、県等は、検疫所と連携して感染症対策を行う。

#### 9 関係部局及び関係団体との連携

---

県等は、感染症のまん延を防止するために、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症の発生に備え、平時から県連携協議会等を活用し、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び看護協会等の医療関係団体や医療機関等との連絡体制を構築し、患者等発生時には緊密に連携して対応に当たる。

##### 連携協議会委員等からの意見・要望

- ・まん延期では感染はどの地域どの集団で多発しているかを把握し情報開示、感染症予防指導を行う必要がある。